

平成26年第2回臨時会

上里町議会会議録

平成26年5月1日開会
平成26年5月2日閉会

上里町議会事務局

平成26年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

平成26年5月1日(木曜日)

議事日程 本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 (選挙第1号) 上里町議会議長の選挙について

(追加日程)

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 提出議案の報告について

日程第5 諸報告について

日程第6 (選挙第2号) 上里町議会副議長の選挙について

日程第7 常任委員会委員の選任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君

2番 戸矢隆光君

3番 仲井静子君

4番 猪岡壽君

5番 齊藤崇君

6番 岩田智教君

7番 植井敏夫君

8番 高橋正行君

9番 納谷克俊君

10番 新井實君

11番 沓澤幸子君

12番 高橋仁君

13番 伊藤裕君

14番 植原育雄君

欠席議員 なし

事務局職員出席者

事務局 局長 飯塚好一 係 長 戸矢信男

開会・開議

午前9時47分開会・開議

臨時議長（新井 實君） ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第2回上里町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

臨時議長（新井 實君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 選挙第1号 上里町議会議長の選挙について

臨時議長（新井 實君） 日程第2、選挙第1号 上里町議会議長選挙を行います。選挙は投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

臨時議長（新井 實君） ただいまの出席議員数は、14名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 納谷克俊議員、2番 植井敏夫議員、3番 高橋 仁議員を指名いたします。

臨時議長（新井 實君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（新井 實君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（新井 實君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（新井 實君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。

〔職員の点呼により投票〕

臨時議長（新井 實君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

臨時議長（新井 實君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。これより開票いた

します。先ほど立会人に指名いたしました、納谷克俊議員、植井敏夫議員、高橋 仁議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

臨時議長（新井 實君） 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。有効投票数14票、無効1票、有効投票中 植原育雄議員 9票、高橋 仁議員 3票、沓澤幸子議員 1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、植原育雄議員が当選されました。議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

臨時議長（新井 實君） ただいま議長に当選されました、植原育雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました、植原育雄議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔11番 植原育雄君登壇〕

11番（植原育雄君） ただいまの議長選挙におきまして、議員の皆さまにご推挙いただきまして議長になりました、植原育雄でございます。

大変な重責に身の引き締まる思いでございます。住民の皆さまの信頼に応えられますように議員の皆さまのご協力をいただきながら、公正かつ円滑な議会運営に努力をしまっている所存でございます。

今後、議員の皆さま方のより一層のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げまして、議長就任のあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

臨時議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時31分 再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1 議席の指定について

議長（植原育雄君） 日程第1 議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。各議員の議席を事務局をして発表いただきます。

事務局。

〔事務局長 飯塚好一君発表〕

事務局長（飯塚好一君） 1番飯塚賢治議員、2番戸矢隆光議員、3番仲井静子議員、4番猪岡 壽議員、5番齊藤 崇議員、6番岩田智教議員、7番植井敏夫議員、8番高橋正行議員、

9 番納谷克俊議員、10 番新井 實議員、11 番沓澤幸子議員、12 番高橋 仁議員、13 番伊藤 裕議員、14 番植原育雄議員、以上であります。

議長（植原育雄君） ただいま発表したとおり、各議員の議席を指定いたしました。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 35 分 再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（植原育雄君） 日程第 2 会議録署名議員の指名について、会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により議長において、1 番飯塚賢治議員、2 番戸矢隆光議員、3 番 仲井静子議員、以上の 3 名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

日程第 3 会期の決定について

議長（植原育雄君） 日程第 3 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日から 5 月 2 日までの 2 日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 2 日間と決定いたしました。

日程第 4 提出議案の報告について

議長（植原育雄君） 日程第 4 提出議案の報告について、町長より、議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。

事務局。

〔事務局長 議案の朗読〕

日程第 5 諸報告について

議長（植原育雄君） 日程第 5 諸報告について、本臨時会に平成 26 年度上里町土地開発公社事業計画書・予算書並びに平成 25 年度上里町土地開発公社予算書が、報告事項として提出がありましたので、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

日程第 6 選挙第 2 号 上里町議会副議長の選挙について

議長（植原育雄君） 日程第6 選挙第2号 上里町議会副議長選挙を行います。選挙は、投票で行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員数は、14名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番飯塚賢治議員、2番戸矢隆光議員、3番仲井静子議員、以上の3名を指名いたします。

議長（植原育雄君） 投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（植原育雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。これより投票に移ります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

〔職員の点呼により投票〕

議長（植原育雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名いたしました、飯塚賢治議員、戸矢隆光議員、仲井静子議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検作業〕

議長（植原育雄君） 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。有効投票数14票、無効なし、有効投票のうち、岩田智教議員 10票、納谷克俊議員 3票、沓澤幸子議員 1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、岩田智教議員が当選されました。

議長（植原育雄君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場の出入口閉鎖解除〕

議長（植原育雄君） ただいま副議長に当選されました岩田智教議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長（植原育雄君） 副議長に当選されました岩田智教議員から承諾及びあいさつをお願いいたします。

〔 6 番 岩田智教君登壇 〕

6 番（岩田智教君） 当選させていただきました岩田です。

5ヶ月前でしたら、私が議員になっているというのも全然、考えていませんでしたし、それがひょんなことから、議員になってこの席にいるということです。若くない新人ですが、若くないなりに一生懸命頑張りたいと思いますので、これからよろしく願いいたします。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午後 1 時 47 分 再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 常任委員会委員の選任について

議長（植原育雄君） 日程第 7 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定によって、指名したいと思います。議長が指名する、各議員の所属常任委員会を事務局をして報告いたさせます。

事務局。

〔 事務局長 飯塚好一君朗読 〕

事務局長（飯塚好一君） 報告いたします。

総務経済常任委員会に、2 番戸矢隆光議員、4 番猪岡 壽議員、5 番齊藤 崇議員、8 番高橋正行議員、9 番納谷克俊議員、11 番沓澤幸子議員、14 番植原育雄議員。

文教厚生常任委員会に、1 番飯塚賢治議員、3 番仲井静子議員、6 番岩田智教議員、7 番植井敏夫議員、10 番新井 實議員、12 番高橋 仁議員、13 番伊藤 裕議員。

議長（植原育雄君） お諮りいたします。

ただ今、事務局の報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」 の声あり 〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しましたとおり、各議員の所属常任委員会を選任することに決定しました。次に各常任委員会の委員長及び副委員長の互選について、議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により各常任委員会を開催し互選をお願いいたします。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 9 分 休憩

午後 2 時 2 7 分 再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

議長（植原育雄君） 各常任委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

総務経済常任委員長に沓澤幸子議員、同副委員長に戸矢隆光議員、文教厚生常任委員長に植井敏夫議員、同副委員長に飯塚賢治議員、以上のとおりであります。

日程第 8 議会運営委員の選任について

議長（植原育雄君） 日程第 7 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定によって、猪岡 壽議員、高橋正行議員、納谷克俊議員、新井 實議員、高橋 仁議員、伊藤 裕議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました、猪岡 壽議員、高橋正行議員、納谷克俊議員、新井 實議員、高橋 仁議員、伊藤 裕議員を選任することに決定しました。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について、議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会を開催し互選をお願いいたします。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 0 分 休憩

午後 2 時 3 6 分 再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

議長（植原育雄君） 議会運営委員会を開催し、委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。議会運営委員会委員長に伊藤 裕議員、同副委員長に新井 實議員、以上のとおりであります。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

午後 2 時 3 7 分散会

平成26年第2回上里町議会臨時会会議第2号

平成26年5月2日(金曜日)

議事日程 本日の会議に付した事件

日程第 9 (選挙第3号) 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙について

日程第10 (選挙第4号) 本庄上里学校給食組合議員の選挙について

日程第11 (町長提出議案第27号) 監査委員の選任について

日程第12 (町長提出議案第28号) 専決処分の承認を求めることについて

日程第13 (町長提出議案第29号) 専決処分の承認を求めることについて

(追加日程)

日程第14 (町長提出議案第30号) 監査委員の選任について

出席議員(14人)

1番 飯塚 賢治 君

2番 戸矢 隆光 君

3番 仲井 静子 君

4番 猪岡 壽 君

5番 齊藤 崇 君

6番 岩田 智教 君

7番 植井 敏夫 君

8番 高橋 正行 君

9番 納谷 克俊 君

10番 新井 實 君

11番 沓澤 幸子 君

12番 高橋 仁 君

13番 伊藤 裕 君

14番 植原 育雄 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 関根 孝道 君

副 町 長 高野 正道 君

教 育 長 下山 彰夫 君

総 務 課 長 飯島 雅利 君

総合政策課長 片岡 浩一 君

税 務 課 長 中島 勇 君

健康保険課長 関口 静 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯塚 好一 係 長 戸矢 信男

開 議

午前 9 時 2 0 分開議

議長(植原育雄君) ただ今の出席議員は、14名であります。定足数に達していますので、散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第 9 選挙第 3 号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙について

議長(植原育雄君) 日程第 9 選挙第 3 号 児玉郡市広域市町村圏組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(植原育雄君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(植原育雄君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

児玉郡市広域市町村圏組合議員に、14番植原育雄議員と6番岩田智教議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、14番植原育雄議員と6番岩田智教議員を児玉郡市広域市町村圏組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(植原育雄君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、14番植原育雄議員と6番岩田智教議員が児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました。

ただいま、児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選しました、14番植原育雄議員と6番岩田智教議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

議長(植原育雄君) 児玉郡市広域市町村圏組合議員に当選されました、14番植原育雄議

員と6番岩田智教議員は、後ほど承諾の提出をお願いいたします。

日程第10 選挙第4号 本庄上里学校給食組合議員の選挙について

議長（植原育雄君） 日程第10 選挙第4号 本庄上里学校給食組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員に、3番仲井静子議員、4番猪岡 壽議員、5番齊藤 崇議員、以上の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました、3番仲井静子議員、4番猪岡 壽議員、5番齊藤 崇議員を本庄上里学校給食組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、3番仲井静子議員、4番猪岡 壽議員、5番齊藤 崇議員が本庄上里学校給食組合議員に当選されました。

ただいま本庄上里学校給食組合議員に当選されました、3番仲井静子議員、4番猪岡 壽議員、5番齊藤 崇議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

本庄上里学校給食組合議員に当選されました、3番仲井静子議員、4番猪岡 壽議員、5番齊藤 崇議員から承諾及びあいさつをお願いします。

3番 仲井静子議員、お願いします。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） この度、本庄上里学校給食組合議員に自分のほうで立候補して、4年間しっかり勉強したいと思いますし、また、子ども達の食育という点でも重要な問題を抱えていると思いますので、頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（植原育雄君） 4番 猪岡 壽議員。

〔4番 猪岡 壽発言〕

4番（猪岡 壽君） この度、本庄上里学校給食組合議員に選ばれました猪岡です
内容的には、初めてなことなので良くわかりませんが、先輩議員に聞いたり、また本庄・神川・美里の議員にも、いろいろ話を聞きながら進めていきたいと思いますので、今後ともひとつ、よろしく願いいたします。

議長（植原育雄君） 5番 齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） この度、本庄上里学校給食組合議員の選挙に当選しました齊藤 崇です。私も1年生議員として重責を任された以上、諦めないで諸先輩の御指導を仰ぎながら、職責を全うしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前9時28分 休憩

午前9時45分 再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加について

議長（植原育雄君） お諮りいたします。ただ今、町長から議案第30号 監査委員の選任についての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号 監査委員の選任についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第11 町長提出議案第27号 監査委員の選任について

議長（植原育雄君） 日程第11 町長提出議案第27号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

議長（植原育雄君） 提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） どうも、皆さんおはようございます。

ご提案申し上げました、議案第27号 監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。
委員の荒井干城氏が5月1日をもちまして任期満了となります。

従いまして、引き続き、監査委員として荒井干城氏を選任いたしたく、ご提案を申し上げるしだいでございます。

荒井干城氏は、大字勅使河原98番地在住で、昭和17年1月22日生まれ、現在72歳でございます。荒井氏は、平成18年5月2日から上里町監査委員に就任し、平成19年2月5日からは、埼玉県町村監査委員協議会理事として、またその中でも、平成21年4月28日から平成25年3月31日までの間は、埼玉県町村監査委員協議会会長を歴任されるなど監査業務の第一人者としてご活躍されており、識見・人格とも監査委員として、ふさわしい方であるので、ここにご提案申し上げるところでございます。

慎重、審議のうえご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

次に参考までに主な履歴について、申し上げます。県立熊谷農業高等学校を卒業され、農林水産省に入省され、東海農政局三重統計情報事務所長、北陸農政局新潟統計情報事務局長、農林水産省図書資料室長、東海農政局統計情報部長、農林水産省情報システム課長を歴任し、退職され、全国生鮮食料品流通情報センター事務局長、常務理事、顧問。

平成16年からは、行政書士、平成18・19年地元区長、埼玉県町村監査委員協議会理事、埼玉県町村監査委員協議会会長を歴任されておるところでございます。

以上申し上げますが、慎重審議のうえ、ご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第27号 監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。よって、本件は同意することに決定しました。

日程第 1 2 町長提出議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（植原育雄君） 日程第 1 2 町長提出議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて。

ご提案申し上げました、議案第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律に伴う、上里町税条例の一部を改正する条例について、平成 2 6 年 3 月 3 1 日に地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、ご報告させていただきたく、承認を求めるものでございます。

この度の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税政の抜本的な改革を行うため、平成 2 6 年 3 月 3 1 日付けで地方税法の一部を改正する法律の公布施行に伴う、上里町税条例の一部を改正する内容でございます。

はじめに、第 1 条における上里町税条例の一部を改正する内容であります。附則第 6 条は、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を規定したものでございます。附則第 6 条の 2 は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を規定したものでございます。附則第 6 条の 3 は、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例を規定したものであり、5 年を超える居住用資産の長期譲渡において、損失が生じた場合の町民税の取り扱いを定めたものでございます。地方税法上において、2 年間の適用延長が行われましたが、いずれも条文の内容が単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、町税条例からは削除することとするものでございます。

附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を規定したものでございます。肉用牛生産農家の経営安定及び生産意欲を確保し、国産牛肉の安定的供給を図っていく観点から昭和 4 2 年に創設された制度であり、制度改正を経つつ、現在まで続いてきたものでございます。第 1 項は農業を営む個人と農地法に規定される農業生産法人が肉用牛を売却した場合において、1 頭当りの販売金額及び年間売却頭数などが一定の範囲内であれば、事業所得において課税の特例が受けられる内容であります。この制度の適用期限を 3 年間延長するものでございます。

附則第 1 0 条の 2 は、法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合を規定したもので、固定資産税において法律で定めていた税率を市町村の条例で定めることができるように

なった「わがまち特例」の内容でございます。新規施設の創設と地方税法の改正に伴う、条
ずれによる見出しの修正を含め、関係条文の整備でございます。

平成24年9月定例議会において議決いただきました、附則第10条の2第1項（下水道
除害施設）及び第2項（特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設）を第4
項及び第5項とし、新たに次の内容を第1項から第3項及び第6項に新規項目として追加す
るものでございます。第1項は汚水又は廃液処理施設、第2項は大気汚染防止法における指
定物排出抑制施設、第3項は土壤汚染対策法における特定有害物質排出抑制施設、第6項は
ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置の内容を規定したものでございます。附則第10
条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき
申告を規定したものでございます。新築住宅に係る固定資産税額の減額措置適用期限を2年
間延長するものであり、第8項につきましては、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建
築物等に対する減額措置を新たに創設するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得
に係る町民税の課税の特例を規定したもので、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡し
た場合、長期譲渡所得に係る課税の特例が受けられますが、地方税法の一部改正にあわせま
して適用期限を3年間延長するものでございます。

附則第21条は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適
用を受けようとする者がすべき申告を規定したものでございます。移行一般社団法人等に係
る非課税措置の廃止も含められておりますが、一部の用に供する固定資産については、特例
の適用が受けられるため、規定の明確化等整備を図るものであり、地方税法が一部改正され
たことに伴う、関係条文を整備するものでございます。附則第21条の2は、公益社団法人
または公益財団法人とみなされる移行法人の固定資産税の非課税の申告を規定したものであ
り、地方税法の一部改正に伴う条ずれの解消等、条文の整備を図るものでございます。

次に第2条における、上里町税条例の一部を改正する条例の一部改正の内容でございます。
附則第21条の2及び附則第2条第1項は、昨年9月定例議会において議決いただきました上里町税条例一部改正の内容でございます。この条例の施行期日は平成28年1月1日
ありますが、この度の地方税法の一部改正に伴う条例改正において、新条例の施行が平成2
6年4月1日であることから、条文中の関係条文が条ずれ等を起こすため再度、整備をし直
すものでございます。

次に改正条例の附則について、ご説明をさせていただきます。

第1条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成26年4月1日から施行
としております。

第2条は、改正後における町民税の経過措置の内容を定めており、新条例における平成26年度以後の年度分と平成25年度課税分までの取扱いを規定したものでございます。

第3条は、改正後における固定資産税の経過措置の内容を定めており、第1項は、新条例における平成26年度以後の年度分と平成25年度課税分までの取扱いを規定したものであります。第2項から第5項は、新条例附則の「わがまち特例」に係る課税の取扱いを規定したものでございます。第6項は、新条例附則の耐震改修が行われた耐震基準適合家屋に係る課税の取扱いを規定したものでございます。

以上で上里町税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番 沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ただ今の説明の冒頭に社会保障の財源確保のためとおっしゃいましたけれども、今説明のあったところのどこに適用されるのでしょうか。改正の中身について、お尋ねします。

第8条でありますけれども、上から3番目のところで市民税となっておりますけれども、これは、町民税の誤りではないかと思えますけれども、確認させていただきます。新旧対照表のところであります、第8条は。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） それでは、説明をさせていただきます。

今回の税制改正につきましては、平成26年の税制改正ということで非常に多くの条文改正がございました。目的が、社会保障の関係ということでうたわれていますけれども、専決処分した内容につきましては、平成26年4月1日から適用される部分について、抜き出しまして、今回提案させていただいた内容でございます。

財源の関係につきましては、税率の改正など、例えば軽自動車税ですとか、法人町民税ですとか、いろいろございます。こちらにつきましては、6月議会を目途に上程したいということで現在準備を進めております。今回提案させていただいた内容は、単に適用期間を延長したり、という部分でございまして、前提でございます財源を確保するという部分では、特に大きな変更はございません。

もう一点、新旧対照表の8条で市民税と書かれております、ご指摘のとおり町民税の誤り
でありますので、こちらは訂正をお願いします。以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第28号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いた
します。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第13 町長提出議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

議長（植原育雄君） 日程第13 町長提出議案第29号 専決処分の承認を求めること
についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて。

ご提案申し上げました、議案第29号 専決処分の承認を求めることについての内容説明
を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律に伴う、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について、平成26年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いた
しましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただきたく承認を求めるもので
ございます。

概要でございますが、この度の改正は、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得
者に係る保険税軽減の拡充を図るため、平成26年3月31日付けで地方税法の一部を改正
する法律の公布施行に伴う、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

第2条は、国民健康保険税の課税額を規定したものであり、第3項は、後期高齢者支援金
等課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に引き上げる内容のものでございます。

第4項は、介護納付金課税額に係る課税限度額を12万円から14万円に引き上げる内容の
ものでございます。

第17条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収を規定したものであり、第1項は、年金から国保税を特別徴収されている人は、次の年も特別徴収として差し引かれると見込まれますので、当該年度の前半においては年金から仮徴収をする内容でございます。この度、地方税法の改正に伴い、条ずれの措置等条文を整備し直すものでございます。

第20条は、国民健康保険税の減額を規定したものであり、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に新たに世帯主を含めて計算し、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるもので、地方税法の改正に伴う内容でございます。

次に改正条文の附則について説明をさせていただきます。

第1条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成26年4月1日から施行としております。

第2条は、改正後における国民健康保険税の経過措置の内容を定めており、新条例の平成26年度以後の取扱いと平成25年度課税分までの取扱いを規定したものでございます。

以上で、上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番 沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。何点か質問をさせていただきます。

まず、第2条でありますけれども、後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の上限が2万円ずつ引き上がるというご提案だと思っておりますけれども、この近隣、県内の考え方としては、最高額を引き上げていく自治体は、どのくらいあるのかというのが一点です。

これを引き上げますと、医療費分を含めると71万という最高額となるんですね。そこに該当する方の所得。いろいろなパターンがありますから、なかなか示せないと思っておりますけれども、固定資産税が無いとした場合に、どのくらいの方々が対象になるのか、ということをお聞きしたいと思います。

また、現状は上里町の国保世帯の方たちで最高額を払っている方が何世帯、何人おられるのか。また、切り替わることによって、どのように変わるのかについて伺いたいと思います。

また、20条でありますけれども、これは低所得者の減免分の拡充ということで非常に助

かるなと思います。拡充されることによって、いま現在の軽減者がどのように変わっていくのか、お願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） それでは、説明させていただきます。

最初にご質問のありました上限額の県内での引上げは、どのくらいかということにつきましては、現在の段階では把握はしておりませんが、法律どおりに限度額を引き上げているのが、すべてではありません。いくつかの市町村では、限度額をさし下のまま。つまり、高額所得者の方たちに課税する部分を下の部分で限度額を抑えたままの市町村は、いくつかございます。

2番目の所得について、資産なしの場合はどうかというお話しがございました。こちらにつきましては、課税する内容が世帯割、人数割、資産割、所得割が医療。それから、後期と介護については、均等割と所得割となっておりますので、その世帯構成、人数ですとか、それぞれどんな所得があるかによって内容が変わってきます。私どもで計算しますと例えば、家族4人。お父さんとお母さんが45歳を超えて介護まで入っている。子どもが2人いて、アパートに住んでいて試算はありませんよという状況で計算しますと、限度額にかかってまいりますのは、所得でいうと700万から800万の間くらいから、それぞれの限度額にかかってくるという割合が増えてくるかなと思います。

現状では、どのような状況かということで申し上げますと、平成25年度の当初課税、国民健康保険税を課税した場合は、限度額の対象者は82世帯ございました。この82世帯が、今回の改正でどのようになるかと言いますと、所得が当然、まだこれから26年度については変わってまいりますので、25年の所得のままとした場合、約15世帯ほど減りまして、67世帯になる予定でございます。これに伴う、影響額とすると128万円ほど払う方たちは払わなくてはいけない、町の方とすると税収が、その分だけ上がるという状況でございます。

3点目の減免の拡充につきましては、平成26年の当初予算の時にも説明させていただきましたけれども、7割軽減につきましては、今回改正がございませんので、そのまま、約1,026世帯、1,529人。これが、当初予算の計算時点に出した数字でございます。

こちら、所得によって変わってまいりますので、平成26年課税でどうなるか、今の段階でお答えすることはできません。5割軽減につきましては、218世帯、528人ございましたのが、526世帯、1,058人になります。約倍、軽減がきくことになります。これは2割軽減から5割軽減になる方たちも当然いらっしゃるということになります。2割軽減から

5割にいく方もいます。また、軽減のなかった方が2割に入ってくるという人もいるということで、615世帯、1,202人だったものが、537世帯、1,146人になるということで、人数的には若干減るということになります。ただ、軽減全体で言うと増えますよということになります。これによる影響額でございますけれども、当初予算の時、説明させていただきましたけれども、おおよそ573万円ということで試算させていただいております。これも申告によって変わってくることは、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長（植原育雄君）

11番 沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

上里町は、法律どおりに引き上げてきたと思いますけれども、近隣でも、美里町などは引き上げを遅らせてきているところではないのかなと思います。ただ今の説明ですと、所得が700から800万くらいであると対象になりますよということですが、それが、裕福かどうかという観点からすると2人で働いて子どもを育てていたり、ローンを抱えていると決して裕福ではないと思います。700万円とした場合、71万の最高限度額は、総所得の1割なんですよ。非常に負担感は大きいと思います。収入は変わらないと見なしても、67世帯で128万円負担が増えるということで、計算が苦手で、簡単に割れないのですけども、やはり負担感は大きいかなと思うところなんですね。

減免の拡充の部分では、2割から5割にいく人が増えて、非常に助かる。これは、いい部分と悪い部分がかかっていると思うんですけども、最高限度額を上げないということではできないのかどうか、法律に基づかなくてもいいわけですよ。そこがちょっと国保は、本当に滞納者が多くて、頑張って払っている人も本当に大変だよという声をよく聞くんですけども、この対象者になるところでの滞納は、今現在あるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 限度額に関わる人たちで滞納というのは現状ではございません。所得700万から800万ということは、それなりに支払う能力はあることだと思いますけれども、もちろん、高額の方でそれが変化します。つまり、前年は高額であったけれども、今年、低額所得になってしまう状況が生まれた場合は、滞納になる可能性は当然、残るかと思っております。以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

議長（植原育雄君）

11番 沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 11番沓澤幸子です。

反対の考えを持っていますので討論をしたいと思います。

先ほど、質疑の中でも述べたとおり、今町民の所得は毎年減り続けている中で、所得が変わらないにも関わらず、この限度額が引き上がるということは、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、対象者は違いますけど合わせた場合、4万円という大変大きな負担増になるわけでありまして、いま、消費税が増税され暮らしも大変な中でさらに、対象世帯に対する負担増になるかと思えます。

20条における減免制度の拡充は、大変いいなと思いますけれども、第2条のそちらの方の負担が、かなり高額所得といいましても700万から800万円の世帯に対して、所得の1割というのは、あまりにも重いのではないかと思ひまして、反対とさせていただきたいと思ひます。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第29号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。よって、本件は承認することに決定しました。

日程第14 町長提出議案第30号 監査委員の選任について

議長（植原育雄君） 日程第14 町長提出議案第30号 監査委員の選任についての件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、9番納谷克俊議員の退席を求めます。

〔9番 納谷克俊議員退席〕

議長（植原育雄君） 提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ご提案申し上げました、議案第30号 監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

議会選出の監査委員でございます高橋 仁氏が、4月30日を持ちまして議員の任期満了に伴いまして監査委員の任期も併せて満了となりました。

つきましては、議会選出の監査委員が欠員となりましたので、後任の議会選出委員の適任者の推薦について、議会議長あてにお願いをいたしてありましたが、議会の推薦によりまして、監査委員の選任について追加提案を申し上げるものでございます。

ご提案は、議会選出の監査委員に大字七本木2106番地3、納谷克俊氏、昭和45年2月2日生まれを、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を頂きたくここにご提案申し上げた次第でございます。

慎重審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第30号 監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。よって、本件は同意することに決定しました。

議長（植原育雄君） 9番納谷克俊議員の退席を解きます。議席にお戻りください。

〔9番 納谷克俊議員着席〕

議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長（植原育雄君） 次に議会運営委員長より、次期定例会の会期日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

議長（植原育雄君） お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

閉 会

議長（植原育雄君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 新井 實

議会議長 植原育雄

議会議員 飯塚賢治

議会議員 戸矢隆光

議会議員 仲井静子

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長

議会議長

議会議員

議会議員

議会議員